

福 議 特 委 号
平成 2 5 年 1 2 月 9 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町公共施設維持保全計画に関する調査特別委員会
委員長 熊 野 茂 夫

特別委員会調査報告書の提出について

平成 2 5 年 3 月 1 5 日、平成 2 4 年度定例会 3 月会議において、閉会中に調査をすべき事件として、本特別委員会に付託された事件の調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、別紙のとおり調査報告書を提出いたします。

調 査 報 告 書

調査事件	福島町公共施設維持保全計画に関する調査特別委員会	
調査結果	別紙のとおり	
調査期間	平成 25 年 6 月 3 日～平成 25 年 11 月 29 日 (3 日間)	
出席委員	平成 25 年 6 月 3 日 (月)	平成 25 年 9 月 3 日 (火)
	委員長 熊野 茂夫 副委員長 平野 隆雄 委員 平沼 昌平 “ 加藤 雅行 “ 佐藤 孝男 “ 滝川 明子 “ 花田 勇 “ 木村 隆 “ 藤山 大 “ 川村 明雄	委員長 熊野 茂夫 副委員長 平野 隆雄 委員 平沼 昌平 “ 加藤 雅行 “ 佐藤 孝男 “ 滝川 明子 “ 花田 勇 “ 木村 隆 “ 藤山 大 “ 川村 明雄
欠席委員	なし	なし
職務のため出席した議員	議長 溝部 幸基	議長 溝部 幸基
出席説明員	町長 佐藤 卓也 副町長 竹下 泰弘 教育長 盛川 哲 総務課長 中島 和俊 総務課長補佐 小鹿 浩二 総務課主査 吉澤 裕治 財務課長 本庄屋 誠 会計管理者 谷藤 悟 保健福祉課長 工藤 泰 住民生活課長 澤田 勝男 吉岡支所長 佐藤 幸也 こども園福島保育所 金澤 峰子 農林課長 金谷 栄一郎 水産商工課長 近藤 勝弘 建設課 横内 俊悦 学校教育課長 飯田 富雄 生涯学習課長 阿部 憲一	町長 佐藤 卓也 副町長 竹下 泰弘 教育長 盛川 哲 総務課長 中島 和俊 総務課長補佐 小鹿 浩二 総務課主査 吉澤 裕治 財務課長 本庄屋 誠 会計管理者 谷藤 悟 保健福祉課長 工藤 泰 住民生活課長 澤田 勝男 吉岡支所長 佐藤 幸也 こども園福島保育所 金澤 峰子 農林課長 金谷 栄一郎 水産商工課長 近藤 勝弘 建設課 横内 俊悦 学校教育課長 飯田 富雄 生涯学習課長 阿部 憲一
議会議務局職員	事務局 局長 石堂 一志 次長 前田 勝広 主事 沢田 元気 書記 平野 文子	事務局 局長 石堂 一志 次長 前田 勝広 主事 沢田 元気 書記 平野 文子

平成 25 年 11 月 29 日 (金)	
出席委員	委員 長 熊野 茂夫 副委員 長 平野 隆雄 委員 長 平沼 昌平 " 加藤 雅行 " 佐藤 孝男 " 滝川 明子 " 花田 勇 " 木村 隆 " 藤山 大 " 川村 明雄
欠席委員	なし
職務のため出席した議員	議長 長 溝部 幸基
出席説明員	町 長 佐藤 卓也 副町 長 竹下 泰弘 教育 長 盛川 哲 総務課 長 中島 和俊 総務課 参事 小鹿 一彦 総務課 長 補佐 小鹿 浩二 総務課 主査 吉澤 裕治 財務課 長 本庄屋 誠 会計 管理者 谷藤 悟 保健福祉課 長 工藤 泰 住民生活課 長 澤田 勝男 吉岡支所 長 佐藤 幸也 子ども園 長 金澤 峰子 農林課 長 金谷 栄一郎 水産商工課 長 近藤 勝弘 建設課 長 横内 俊悦 学校教育課 長 飯田 富雄 生涯学習課 長 阿部 憲一
議会議務局職員	事務局 長 石堂 一志 次 長 前田 勝広 主 事 沢田 元気 書 記 平野 文子

委 員 会 意 見

調査事件 福島町公共施設維持保全計画について

町は人口減少と老朽化が進む中で、公共施設の見直しが急務であることから、「公共施設維持保全計画」の策定を予定している。当該計画は、施設の予防保全等による長寿命化、機能や役割を評価した統廃合などの再配置、計画の実行性を高めるための基金の創設、地域防災計画と連動した耐震化の推進などをまとめる内容となっている。

以上のことから、公共施設維持保全の基本的な考え方、計画策定の基本方針や計画の実行性を確保するための基金造成等について、特別委員会を設置し、実質3回にわたり調査したところであり、その結果を次のとおり報告する。

1. 開催状況及び調査内容

(1) 第1回目 平成25年3月15日(金)開催
正・副委員長の互選。

(2) 第2回目 平成25年6月3日(月)開催
維持保全の基本的な考え方、計画策定の基本方針と対象施設の確認、基金造成の考え方、指定管理者制度の活用等について、確認シートの資料に基づき質疑及び意見交換を行った。

(3) 第3回目 平成25年9月3日(火)開催
利用者の意見等を整理した確認シートと各課ヒアリング一覧表(検討状況)に加え、新たな「吉岡地区の施設のあり方及び跡地利用」、「温泉健康保養センターの建替計画」について、資料に基づき質疑及び意見交換を行った。

(4) 第4回目 平成25年11月29日(金)開催
施設ごとの区分と実施年度、基金条例、指定管理者制度の導入及び今後の日程について、資料に基づき質疑及び意見交換並びに論点整理を行った。

2. 調査の論点と意見

(1) 公共施設維持保全計画策定の基本方針について

従来の公共施設の維持管理は、実際に不具合が生じてから修繕を行う事後保全的な対応となっていたことから、町の財政状況を勘案しながら建物や設備の劣化状況に応じて安全・安心で快適に使用することを優先に、計画的な維持保全を進めることは適切な対応と考える。

(2) 公共施設維持保全計画の対象施設について

町の公共施設のうち、学校と町営住宅を除いた 77 施設を対象に計画を策定することは、適切な対応と考える。なお、学校と町営住宅はそれぞれの維持管理において、当該計画に準じて対応していただきたい。

(3) 公共施設維持保全計画の個別シートについて

全 77 施設について、建物の概要、補修改修等の経歴、利用者等の意見や整備・再編の内容と考え方を含む 12 項目の内容を記載した個別シートを作成し、管理していくことは適切な対応と考える。

(4) 公共施設維持保全計画の期間について

当該計画の期間を総合計画との整合性を図り、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間（第 1 次 4 年・第 2 次 4 年）とすることは適切と考える。

(5) 公共施設維持保全計画の内容について

維持・保全の区分を、①解体、②予防保全（500 m²以上の施設）、③維持保全（500 m²未満の施設）、④町内会館等の 4 種類の区分としたことは、当町の**実態**に即したものと考える。今回の資料では、この区分による 77 施設の内訳が、①解体 13 施設（平成 26 年度も含む）、②予防保全 11 施設、③維持保全 36 施設、④町内会館等 17 施設となっている。この内、特に予防保全の対象施設としている、温泉健康保養センター、総合体育館及び福祉センターは実施年度等含め慎重に計画を進めていただきたい。また、施設解体に伴う再編・整理の考え方が示されたのは、旧吉岡小学校校舎・体育館、吉岡生活改善センター及び吉岡漁村環境改善総合センターに関係した「吉岡地区の総合センター構想」のみとなっているので、他の施設解体分についても、第 5 次総合計画において、跡地利用も含めて検討していただきたい。

(5) 公共施設維持保全計画の推進体制について

当該計画を長期的な戦略のもとで進めるためには、庁舎内の推進体制をきちんと整理した上で、全職員が共通認識を持ち公共施設を維持管理していくことが

非常に重要と考える。

(6) 福島町公共施設維持保全基金条例の制定について

当該計画には、多額の費用を要することからその実行性を担保するための基金条例の制定は必然的と考えるので、事業費調査の結果及び第5次総合計画の財政推計により積立額を検討すべきものとする。なお、基金への積み立ては既存基金（財政調整基金等）の活用を優先に検討すべきものとする。

(7) 指定管理者制度の導入について

当該制度に関しては、これまでも検討してきた経過があり課題等も整理されているところである。町は制度導入の目的を町民の利便性の向上と民間活用による地域雇用の確保としている。町の施設管理の委託予算は決して高くなく、制度導入による経費節減効果の期待は薄い状況にあり、また、指定管理者となり得る事業者の育成も含めて慎重に対応していただきたい。

3. 調査意見

当該計画の対象施設の多くは、人口が多かった昭和50年代に建設されたものである。一般的な耐用年数が木造では24年、鉄骨造が50年とされている中で、木造施設は耐用年数を経過しているものもあり、施設の老朽化は相当進んでいるものと思慮する。老朽化した公共建築物の維持・補修や建て替えは全国的な課題となっている。このようなことから、国では老朽化対策として「長寿命化基本計画案」を取りまとめ、平成26年の通常国会に地方財政法の改正案を提案する動きとなっている。これにより、現時点では老朽化した施設の撤去目的のみの費用の支援措置はないが、今後、地方債の発行が可能となり費用の平準化と財政運営の弾力化が期待できるものと思慮する。当該計画は、国の政策とも合致しているものであり、今からきちんと方向性を決めて維持保全に当たることは、利用者及び町にとっても大きなメリットがあることから、論点整理した内容も踏まえた策定を望むものである。また、当該計画の進行管理を徹底し、議会及び町民が容易にその情報を入手できる体制づくりが必要である。

なお、最近「減築」という言葉が使われている。一般的には、建物などの間引きとか撤去によって空間の価値を高め規模の適正化を図る手法のことである。対象施設はその時々々の町民ニーズと将来の利用者の増加を見込んで建設されたものであるが、急激な人口減や需要減少に直面している現状にある。国立社会保障人口問題研究所の7年後の平成32年の当町の推計人口は3,888人（高齢化率49%）となっていることも踏まえ、これまでの人口の増加等を見込んだ施設整備の手法から、今までにない「減築」という考え方も念頭に入れた第5次総合計画の策定に期待するものである。